

高等教育機関における課外活動を通した人権教育の台日比較

人権議題課外教育在高等教育階段的台日比較

李立旻 LEE, Li-Min

はじめに

国連は、1948年に世界初の基本的人権を守る「世界人権宣言」を採択した。その後の74年間、1994年に批准された「国連人権教育の10年」(United Nations Decade for Human Rights Education)が含まれ、数多くの人権規約も作成した。

また、2011年に公布された「人権教育および研修に関する国連宣言」において、人権教育を受ける権利が基本的人権に属し¹、国家や政府が人権教育の発展・実行に主要な責任に負うと強調している²。以上のような展望に基づき、世界各国の政府は素晴らしい未来を迎えるため、共に力を入れるべきである。

事務総長はそれについて以下の通り述べている。「『私たちの共通の課題(Our Common Agenda)』に関する画期的な報告書を通じて、「国連は『持続可能な開発のための2030 アジェンダ』と『持続可能な開発目標(SDGs)』に基づき、また人権に下支えされた、より公平で強靭、かつ持続可能な世界を築くための国、地域および世界レベルでの解決をめざす長期的な提言を行い、前進を図っている」。

台湾の政府は、2022年に国際連合人権高等弁務官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, OHCHR)による「国家の人権に関する行動のハンドブック」を参考し、初めて「国家の人権に関する行動計画」を作成しました。

「国家の人権に関する行動計画」というのは、人権保障の欠如を改めることが確保されるため、優先的に推進すべきの人権についての課題とKPIが明確させられ

¹ 《人権教育と研修に関する国連宣言》(United Nations Declaration on Human Rights Education and Training, A/RES/66/137, 19 December 2011) 第1条:「すべての人は、人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、また人権教育と研修へのアクセスを有するべきである。」

² 《人権教育と研修に関する国連宣言》第7条:「1. 国と、場合によっては政府の関連機関は、参加、包摂、責任の理念に基づき開発され、実施されてきた人権教育と研修を促進し、保障する第一義的責任がある。2. 国は、市民社会、民間セクター、その他関連のあるステークホルダーが、人権教育と研修に取り組むことのできる安全な環境をつくるなければならない。それは、そのプロセスに関わっている人びとを含む、すべての人の人権と基本的自由が完全に守られている環境である。」

ているというものである。2020年、日本の「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」発行、人権デュー・ディリジェンスの導入といった啓発活動を実施してきている。外務省ホームページに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「人権」に関する取組事例集の公表などを通じ、活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行つてきている。

2023年には、世界人権宣言採択75周年を機に、人権活動の成果をもつと検証する必要がある。現在、直面している問題や今後進むべき方向を協議する。人権に対して配慮された環境を作つたり、人権教育が推進されたりする進め方への注目すべき点がまだ多いであろう。だが、日本と台湾の場合、高等教育機関は人材育成や国民に注意喚起を行うという役割を果たしている。

本稿は、日本と台湾における高等教育機関(大学)の課外活動での人権教育が促進された現況を理解するものである。そのため、まず両国人権教育の政策だけではなく、SDGsの「人や国の不平等をなくそう」と「平和と公正をすべての人に」といった二つの目標と合わせて分析・研究していきたい。次に、高等教育機関(大学)の学生の課外活動の人権教育に関する(1)実行の経緯(2)実行の形式(3)重要な課題(4)実行の成果(5)実行後の検討に展開したい。

先行研究への検討

冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、深刻な問題が表面化した。一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む重要が高まつた。

2023年には、世界人権宣言採択75周年を機に、人権活動の成果もつと確認する必要があり、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議する。

1994年には、第49回国連総会では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。人権教育・人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

台湾と日本は社会を見ると、様々な人権問題が存在している。近年流行の影響下で、国際化、ボーダーレス化が進展している。

国民の間に多文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、新たな視点に立つた人権教育・啓発の必要性も生じてきている。「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もつて「人権」という普遍的文化の創造を目指すもので

あり、その意義が極めて重要である。続いて、両国人権教育について説明したい。

一、台湾での人権教育の発展

1987年に権威主義体制が終了した台湾では、民間社会団体は言論の自由を謳え、権威主義体制下の政治、社会と文化の雰囲気を激変させた。教育の面で、教育の改革をする民間団体は次々に成立されたことにより、権威主義体制の時期に独裁政府が教育の指導権を握ることを検討した。その上、教育の主体が政府ではなく国民であり、学校の自治、教師の専門性と自主性、国民が教育の活動への参加なども提唱していた。また、民主的、リベラルで制限緩和するような改革を求めていた。

1994年4月10日、複数の民間教育改革団体は「四一〇教改連盟」(教育改革連盟)を結成し、デモ活動などの社会運動によって教育改革への関心を喚起させたことにより、政府に主導されて政治や経済の利益だけ働いていた従来の教育がその目標も転換されてきた。更に、教育基本法に基づく国民の教育を受ける権利を積極的に保障するように求めていた。

また、民主化や市民社会の発展に伴い、学校における人権教育が体系的に推進されるようになってきた。この取り組みは、民間団体や学術界によって主導されたものである。例えば、1996年に人権教育を目的とした最初の民間組織「人権教育基金会」が設立された。

学術研究の分野では、1996年に黃墨教授によって主導された台湾の国家科学委員会の「人権保障と人権教育」という総合的な計画は、異なる分野の学者や専門家を結集して研究チームを組み、人権教育の理論や概念を探求し、学齢前から大学までの各学習段階における人権教育の教材の開発を行つていた。

2000年に政権交代後、新政府は「人権立国」という理念を重要な施政方針とし、国際社会に繋ぐように力を入れた。具体的には、(1)行政院は、「人権保障推進チーム」を設置し、各省庁の政策を統合させた。(2)教育部は、「学校人権教育推進」という記者会見を開き、人権教育委員会を共に設立した。また、同年に実施された《国民教育階段九年一貫課程綱要》および2019年に実施された《十二年基本的国民教育課程綱要》では、人権教育が重要な課題として位置付けられている。以上のように、人権教育の推進は、民間団体や学術界から政府部門に移行し、徐々に発展してきた。

湯梅英(2010)は、台湾の教育現場を観察してから、学級経営というと、生徒と教師の平等な関係や子供の主体性を尊重するような学習環境といった理念を含んでいるため、人権教育の推進に対して確実に好影響を与えることを指摘した。その

上、以上のような学級経営は、人権教育の台湾の教育環境における成長を重要な成果として具体的に顕現していると述べていた。

黄默（2021）は、政府・民間団体・学校・個人が20年間にわたって多くの努力のおかげで、初步的な成果を得られたと指摘している。今後は、教育現場における職前研修および在職研修のコースを強化することで、教育関係者に現地の実際の事例より国際人権規約に関する規定を理解させ、「人権を基づく学校環境」を作られるような人権の促進者となる。

それにより、国家人権委員会は監督役・調整役を果たしている。また、国家人権委員会の研究部門は能力が向上するにつれて、監督・調整の面で、より役立たれるようになる可能性がある。

二、日本における人権教育の発展

1945年に無条件降伏した日本は、連合国軍の占領下に六年にわたって置かれていることになった。その際、東京に置かれた連合国軍最高司令官司令部(GHQ)の目標は、日本の非軍事化・民主化にあった。そのため、民主主義の理念の取り込まれた日本国憲法を制定した上、象徴天皇制を宣言して国民主権を示した。

日本における人権教育の起源は、1940代後半から、日本教職員組合（日教組）は、国の文教行政と対立し、新しい文教施策が採られるごとにストライキを含めた激しい反対闘争を展開してきた。もつと注意を払うべき、日本国憲法は、基本的人権について至極ていねいな規定をした。そこであの手この手の文教政策を打ちだし、なんとかして教育で始末をつけようと焦慮しているのが現状」と権力側の教育介入を論じている。

中谷彪(2007)においては、教育基本法制定の意義を確認し、1教育の基本的なあり方を示す教育基本法が法律として制定された、2教育勅語の否定・批判の上に制定された、3人類の多年の努力の結晶ともいべき平和・民主主義・個人の尊厳といつた崇高な教育的価値を高らかに宣言している、4国民の「教育を受ける権利」の内容を決定した、4占領軍の押しつけではなく、日本側からの発想によって制定された、と強調している。

日本人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、1年あたり各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの、2000年（平成12年法律第147号）頒布「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

五百住(2013)においては教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職

員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題があるとし、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示し、人権教育の改善と一層の充実を求めている。

文部科学省では、2000年に決定人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、2004年に「人権教育の指導方法等の在り方について」をリニューアルした。2021年度から、各都道府県教育委員会を通じ、学校における人権教育の特色ある実践事例を収集、公表しており、人権教育の理解促進を図るための動画や、各都道府県教育委員会等における人権教育指導資料の作成状況を一覧化した資料とともに、文部科学省ホームページに掲載している。

2022年には、策定後の社会情勢の変化を踏まえ、を補足する参考資料を作成し、子どもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応に係る動向等を追記した、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

日本は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、日本の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、人権意識の高揚を図っていくことが必要である。

三、台湾における高等教育機関の人権教育の現状

人権教育の目的は、人々に人権と基本的自由を尊重するようにさせたり、個人への尊厳を全面的に発展させたり、すべての人が自由な社会の一員になるように促進したりするものである。台湾の高等教育機関においては、教育部が2021年に定めた「人権および公民教育の中程計画」に基づき、実施されていることを以下のようにまとめることとする。

(一) キャンパスにおける優しい人権環境の指標への検証の実行：各国際人権条約の国家報告の意見と提言を参考したり、学校事務の関連性ありかつ学校によって実行する事項を整理したりした。また、異なった身分に対して「大学キャンパスにおける優しい人権環境の指標」とそのインストラクションを制定し、大学側に提供した。それぞれの大学は、その指標とインストラクションを参照することにより、キャンパスでの人権環境を作る状況が確認できた以上、具体的な改善提案を取り組むこともできるようになってきた。

(二) 高等教育機関に対する人権と市民教育活動の支援：高等教育機関の学生団体は、自身の専門分野に基づき、ジェンダー平等、人権教育、多文化主義な

どのテーマを混ぜ合つた教育の面で意義のある活動を、冬休みや夏休みの際、教育優先エリア(educational priority area, EPA)においての中・小学校で開催する。

- (三) 人権と市民教育とそれらに関する人権公約、熟議民主主義、移行期正義、市民リテラシーなどの課程や活動を行うことを高等教育機関におすすめる。
- (四) 法治国家の理念、法律への理解、教師の専門職の倫理、人権と市民教育などの課程又は児童の権利に関する条約、熟議民主主義、移行期正義、市民リテラシー、感情管理などについての教育実習生の研修活動や教員研修活動を行うことを高等教育機関に励ます。
- (五) 学生自治・学生請願制度の確立により、学生の権利の守りと学生の人権・法治国家の認識の向上に：大学法第33条によつて、学校は学生の権利を守るため、学生自治組織を設立し、学生請願制度を確立することにより、学生を校務に参加させなければいけない。更に、学生・生徒会・他の学生自治団体が学校による処分、行政処分及びその他の措置・決議に不服を申立てる際、それを対応しなければならない。

四、日本における高等教育機関の人権教育の現状

法務省平成2001年「人権教育・啓発に関する基本計画」によると、日本政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

2001年には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権

尊重の心を養う観点からも各階段教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ

総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、+これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

以上のように、台湾と日本の人権教育の推進は、民間と教師団体から発展してきたものである。しかし、わずかな違いがある。

台湾では、政権交代後、政府の資源が確実に活用され、人権教育が推進されている。一方、日本では、政治体制の原因として、社会の課題への関心の推進がやや不十分と考えられる。また、高等教育の場合、両国は教育や課程の面に力を入れていることが同じである。しかしながら、台湾では、学生の課外活動に支援することが着目された以上、大学生の部活動を通じて人権に関する課題を小・中学校まで広げることを発見した。更に、学生自治組織の推進にも重点を置き、成熟した市民参加と多様な対話環境の構築を目指している。

研究方法と実行

本研究は、国連の書類や日本・台湾の公文書とそのデータ、関連した研究を参考にしつつ、台湾と日本の高等教育における課外活動と人権教育の現状をより深く理解するため、有意抽出法を用いて日本の課外活動と人権教育の専門家を選び、メールでインタビュー取材の依頼をした結果、5人の専門家からの同意を得た（表1参照）。2023年2月、学校のキャンパスまたはオンラインでデプスインタビューを行つた。

表1 取材対象者についての情報

取材対象	学校の種類	学群	専門的な経歴
A	国立大学	文学群	學生輔導、學生社團活動
B	国立大学	教育学群	人権教育、國際教育、學生活動
C	私立大學	心理学群	社会心理学、組織心理学、學生社團活動
D	私立大學	教育学群	公民教育、師資培育、人権教育
E	国立大学	傳播学群	人権教育、法治教育、市民參加

資料収集を行なつていた際、取材対象者に一人1~2時間ずつ取材した。なお、事前にインタビューガイドラインを取材対象者に提供した。主に日本と台湾の高等教育機関が(1)どのようにSDGsを教育に取り入れるか、(2)どのように人権教育を推進するかを整理したり両国の実務運営の違いを比べて理解したりするものです。

資料の信頼性について、デプスインタビュー音源を文字起こし(取材対象者の許可を事前に取り済み)した上、資料の分析をしやすくするため、取材対象者が述べていた内容をインタビューの順番によってコード化した。また、研究の倫理と取材対象者のプライバシーを守るため、筆者はコードで取材対象者の名前を別称する。また、取材対象者とそのコードの関係について、以下の説明の通りである。ある取材対象者の発言の内容が引用された場合、

- (1)コードの1番目の数字は、取材対象者の人別を示している。
- (2)コードの2~9番目の数字は、インタビューの日付である。
- (3)コードの10~12番目の数字は、インタビュー音源の文字起こしの順番である。例えば、A-20230201-013というのは、取材対象者Aに対し、2023年2月1日にインタビューを行い、そのインタビュー音源の文字起こしの順番が13だという意味である。他の取材対象者には、同様である。

課題への論究

一、人権教育の発展と重点について

国連が1948年に「世界人権宣言」を採択した以降、「個人の尊厳」を中心とした人権の概念は、現代の国際社会における対立を解消する基礎にもなり、全世界の公民教育の中核にもなった。

先述の文献調査部分によつて、台湾と日本の人権教育も以上のような理念に基づくものである。また、日本は、第二次世界大戦以降、敗戦国として国際社会の期待に応えた上、反戦や平和などの人権に関する課題に特に注目している。その上、民間団体も高等教育を受ける学生も重要な推進者である。例えば、研究参加者Eは、次のように述べていた。

日本の人権教育は、初期には戦後の教師組合の体系によつて推進されていた。また、教師組合はその業務を緻密に分担させたことにより、多くの進歩的な教育内容を推進した。(E20230210-03)。

1960年代から1970年代までにわたつて、政治的な発展が進んだため、人権教育それによつてよく進展してきた(E20230210-08)。

戒厳令解除の台湾では、「民主、自由、開放」という社会的雰囲気の中において、台湾人権促進協会、民間司法改革基金会、人本教育文教基金会などの人権団体が相次いで設立されたことにより、進歩的な教育的価値を重視した人権教育が展開

されてきた。更に、政権交代後、政府政策と資源の結合が徐々に人権教育を推進してきた。

台湾の「国民教育段階九年一貫課程綱要」と「人権教育の中長期計画指標項目」から見ると、初期の人権教育というのは、地域的な民族的アイデンティティ、法律基本概念の理解、基本的権利の解釈、倫理の面における包容と尊重が重視されていることがわかる。この部分は日本と類似していると考えられる。例えば、研究参加者 B は、次のように述べていた。

日本においても、地域的特殊性を認め、複数の民族による歴史を認めなければならない。日本通史とは異なる歴史の存在を認める必要がある。明治以降はさらに一層厳しくなり、日本は単一民族国家といら幻想を抱き、北海道旧十人保護法によるアイヌ民族は遅れた民族であるという民族差別が 2009 年まで続いていたことを忘れてはならない。

(B20230202-61)

初期人権教育は「生命や身体の自由の保障」「法の下の平等」「衣食住の尤足」など人が生存に不可欠な権利が含まれている。また「言論の自由」「集会・結社の自由」「教育を受ける権利」「働く権利」など人が幸せに生きるために不可欠な権利も含まれている (B20230202-52)

時代の流れに乗り、台湾は、国連が「人権教育および研修に関する国連宣言」及び「持続可能な開発目標 (SDGs)」を採択したことにより、2022 年から「国家人権行動計画」³を推進しており、教育段階における平等、人権、平和などの様々な推進方、実践プログラム及び新しいカリキュラムによるリテラシー教育を重視し、多様な文化の展示を奨励（補助）している。一方、日本には、有名なアニメーションや文芸的展示など多様性を重視する教育が存在しているが、研究参加者 B、D、E は次のように指摘している。

日本は、欧米諸国と比べると、公平性、正義、平和に関する教育内容の発展がより遅いです。逆に、生活常識・道徳教育などのテーマをより重視しています (B20230202-43)。

文科省は人権教育のインストラクションを提供していますが、大学や高校の段階で人権教育の義務を付けていません (B20230202-12)。

人権教育は多くの社会的および政治的問題に関係しているため、教育現場の教師も意図的に議論を避ける傾向があります。これは台湾とは異なります。台湾は国際社会に人民を結びつけることを期待してお

³ 参照：<https://www.humanrights.moj.gov.tw/17725/17819/17826/29537/>

り、国際的な指標を推進することを重視しています。 (E20230210-14)

日本の教員養成と言いますと、人権教育に関するカリキュラムを特に強調しませんか、少数の教師が国際教育を研究する場合で論じ合っています。 (D20230208-17)

日本の教育改革は、政治制度が一部の原因として、革新的に変化しにくいです。例えば、今までも、認知と安全教育を重点課題を位置付け、非常に重視しています。 (E20230210-05)。

人権教育は多くの社会的・政治的な課題に関連しています。ですが、日本の教育現場の教師が逆にそれらの課題を避ける傾向がわかります。これは台湾との違いでしょう。台湾では、国民が国際社会に結びつけることが期待されており、国際指標の推進もより重視されています (E20230210-14)。

二、教育政策における重要な課題と教員養成について

「持続可能な開発目標 (SDGs)」における平等と平和に関する指標から台湾の教育政策を論じたい。台湾教育部による「2021 年人権及び市民教育中程計画」をまとめると、教育主管機関は、各校に(1)優しいキャンパス(いじめ防止環境)を作ること、(2)人権教育、移行期正義、修復的司法などをテーマとしてカリキュラムや教材の開発を推進することを勵ましている。しかしながら、筆者は本研究のインタビューがきっかけで、研究参加者 B、D の発言により、台湾の教育政策に関することについて再考の余地があり、地方の教育機関や教師による授業への準備によつて判断するのが適当である。

戦後、同和対策改善事業や地域対策改善事業により、被差別部落も変貌をとげた。時間が経過し、部落差別を一つの原因として問題行動を起こしたり、不登校となつたりした子どもたちが保護者となつてきている。彼らの子どもたらを取り巻く教育課題は、差別を原因とした学校不信、不登校、学習意欲の低さが、子どもたちに強く反映していることである (D20230208-28)

例えば、最近のウクライナ紛争について、多くの学校は授業で教えることが少ないです。また、一部の学校では、戦争の写真(映像)を見ることが怖がる学生がいる可能性があるという原因として、戦争についてのこと教えないようにしました (B20230202-14)。

また、校外学習(卒業旅行など)が行なつている際、戦争遺跡の見学

がある場合、参加するか否かは学生に自由に決めさせます

(B20230202-16)。

日本でのいじめ問題は、確かに重要な教育問題です。現在、いじめ被害者に対して自宅で学習させる柔軟な措置がとっています。しかし、団体性のあるカリキュラムや計画は開発されていません。ですが、在宅学習の学生への特別なサポート計画があります (B20230202-49)。

更に、教員の養成過程と論じると、台湾の制度は、重要な教育問題（男女平等、環境教育、人権教育、国際教育など）に関する学分を修了しなければならないと規定している。

教育現場では、教師の継続的な学びを積極的に励ましている。また、新興の教育分野の推進がより早い。研究参加者 B は、観察の結果を基づいて以下のように述べていた。

台湾では、多くの教員が修士号や博士号を取得しており、これは日本の教師の間に相違が生じるを見られる。それにより、新しいプログラムを導入する際に、日本の教師がその内容に対し、十分に柔軟に対応しにくくなってしまう可能性が高いです。準備のかかつた時間がより長い恐れがあります。 (B20230202-16)。

教員養成の過程で、人権教育に関する単位の履修を求めていませんが、一部の学部では専門的なカリキュラムを編成しましたが、主に法律や国際的な教育をテーマとしています。 (B20230202-19)

日本の国情や文化を考えると、研究参加者 D は、社会教育（継続的な学習）の分野において人権や国際社会の課題への関心の喚起を強化する必要性を言及した。

日本では、大学進学率が約 60% ので、重要な社会の課題を推進する社会教育側も不可欠な役割を果たさせることが必要です。 (D20230208-21)

三、高等教育機関の学生の課外活動へのサポート

台湾は、2018 年から「高等教育深耕計画」を推進し、「地域との連携、国際との繋がり、未来へ迎え」という取り組みを中心に、「教育革新の実践」、「高等教育の公共性の向上」、「学校の特色の発展」、「社会的責任の遂行」の 4 つの目標を定めた。以上の目標の下で、政府は各大学に社会の発展と産業界の需要を合わせることに助成するため、教育方法を革新させて学生の自律的な学習能力を高め、更に大学の多様性を発展させることを目指していた。

また、この計画の項目から見ると、SDGs の指標とキャンパスの持続可能な発展に関する課題が注目されているため、多数のサービスラーニングのコースを開いたり、学部の専攻と学生の部活動を結びつけたり、専門のサポートオフィスを設立したり、学生活動に金銭的な支援をしたりすることにより、学生に社会に関する課題についての思考力を鍛え、学んだ知識を活用して地域の問題を解決し、市民的責任と社会的な実践力を実践させる。

日本でも複数の大学がこのような計画を実施しており、研究参加者Aについて以下の意見を述べている。

日本の学生活動は、事前に申請することが必要である。申請後、専門スタッフによる審査を受けて検討されてから次の行動が取られる。また、活動の目標について、学校の周辺地域で奉仕・貢献することが多いです (A20230201-01)。

学生や教職員は、さまざまな行動計画を申請できるようになり、サポートオフィスがその申請によって行政的な支援と指導を提供します (A20230201-03)。

地域活動団体が募集するボランティア活動に参加することができます。地域活動団体と新たな活動を創出できる可能性も。社会（地域・国・世界）にあるさまざまな課題と、それを解決するアイディア、学問的な技能や知識を見出すことができるでしょう (A20230201-22)

しかし、以下のようなことも述べている。

一部の大学は SDGs 指標の専門推進オフィスが成立されたものの、学生活動に SDGs に関することで特に要求しません。しかし、環境や教育の分野などでは、環境の持続可能性、平和や正義指標などの特別な計画を推進している教師がいます。 (A20230201-16)

大学の学生活動と言いますと、ほとんどの活動の費用を学生に負担させます。台湾のようなボランティア活動を中心とした部活動が少なく、スポーツや音楽などの共通の興味を基づくのが多いです。

(A20230201-08)

政府は、学校や学生活動に対して SDGs 指標を入り込むことを励ません。

通常、教師が自発的に教育や活動に取り入れますが、それに関する補助もありません。 (B20230202-20)

教育の管理部門は、SDGs 指標を特に推進していません。東京大学、九州大学、筑波大学などの世界大学ランキングを重視する学校の限り、より明確な計画が立っています。また、政府はそれについての補助も与えません。 (B20230202-21)

以上のように、社会の課題への推進について、台湾と日本の高等教育機関は、教師や行政専門員によるサポートオフィスを通じて、SDGs 指標や社会の課題に関する活動を推進している。台湾は、学生からの自発的な活動を重視するため、補助や支援の方針も設けており、大学生の部活動にボランティア活動を励ましている。ただし、日本には、大学生からの自発的な活動がないわけではなく、学生表彰制度も存在しているが、台湾と比べると、台湾の方がより普及しており、活発である。

台湾の大学は学生がサークルや部活に参加することを大変応援している。たくさんの生活経験が貯められるからだ (C20230207-02)

社会は、定義しているニューアンスが強い。福祉系サークル、社会貢献のサークルもあるが、テニスサークル（お酒飲みサークル、皆で遊ぶ）社会貢献のサークル日本は少ない。 (C20230207-26)

日本にも奉仕的な学生サークルがあるが、学生が単位を獲得するため奉仕活動をする考えを持たせないため、単位換算の仕組みはない。ところが、そこまで積極的でない学生にとつては、大学から何を発信しても、その支援を十分に受けられない場合も多く、結局は部分的な学生に対してのみの学生支援体制に陥りがちであることに気付いた。大学側から今まで以上に学生に対して積極的に情報発信を行い、今までにない学生活動を促進させる新たな支援体制が求められるようになる。 (A20230201-36)

また、注目すべきのは、研究参加者 C が観察に基づいた意見であり、私立大学や偏差値がより低い大学では、学生部活動がより活発に行われていることである。

日本の場合は、自分が調べた時に、大学の差がある。平均 1 万人の学生、100 サークルがある。大学の偏差値が高くなると、割合が高くなる。1 万人の学生、20 サークルのもある。逆に偏差値が低くなると、1 万人の学生、80 サークルのない学校もある。偏差値により、サークルの活発さも違う (C20230207-23)

また、ある研究参加者は、部活動を主に人間関係構築または趣味を育てるための集会を見なす学校、教師や学生が多いである。それだけではなく、少数の学校は、部活動の参加が成績に悪影響を与えるので、学生に対して部活動に参加することが励まないと指摘している。

サークルに入る理由 3 つ：人間関係構築する、活動内容に興味がある、緩く活動できそう。入る時は、将来有利になるより、友達作りなどの理由 C20230207-35

私の研究によりますと、学生が部活動に参加することが成績に影響するを考える学校も確かに存在しています。特に医学部や理工学部では、教師は勉強を妨げる恐れがあるを懸念するため、学生に部活動に参加するようにおすすめません。また、ボランティア部に誤解がよく起こることもあります。 (A20230201-47)

台湾と日本では、学生自治と学外行事の参加のあり方について、大きな違いがある。台湾では、《大学法》第 33 条⁴によって、すべての学生による選挙で選ばれた学生会・自治組織を支援しなければならない。一方、日本では、これに関する原則が存在しないようである。また、研究参加者の観察により、関連した学生団体も活発に発展していきない。

私が存じの限り、台湾では毎年学生会の幹部が選出されたり、学生選挙が行われたり、校内の学生に関連の課題に対しても団体活動や学生に参加させることを促進する機会があります。しかし日本では、これについて、ある大学にしか存在せず、行政機関がこの部分の発展を支援することもない。また最近は、新型コロナウイルス感染症のために発展が遅い可能性があります。 (C20230207-17)

大学における学生自治に関する団体の発展は活発ではなく、学校の行政や会議では必ずしも学生代表が必要とされていません。

(E20230210-16)

⁴ 第 33 条を参照する：大学は、教育効果を高めるため、選挙によって選ばれた学生代表が、学業、生活および規則に関する規則の策定に関わる会議に出席することが求められる。大学は、全校生徒によって選出された学生会やその他関連自治団体を設立することを支援し、学生の学習効果と自治能力を向上させる必要がある。学生は、前項の学生会の正式なメンバーであり、学生会は会費を徴収することができる。大学は、学生会の要請に応じて、会費を代收する必要がある。大学は、学生の権利を保護するために、学生の不服申し立てに対処する申し立て制度を設ける必要がある。前 4 項の規定は、各大学の組織規程で定められている。

このような違いの中で、台湾と日本の高等教育機関が学生の意見や提案に理解する方法も異なっている。共通点としては、校内には制度と業務職掌に基づく行政部門があり、学生が特定の課題について意見や提案がある場合、関連した部署に直接に伝えることができるようである。相違点としては、台湾には学生の請願制度や学生自治組織の参加があり、生活や学習に重大な関係がある問題や権利の侵害に対する救済がより制度化されている。

日本の学校環境では、学生の主張や提案を聞く機会はより少ないと
特殊なニーズ"があつたら、関連した部門は影響を受ける人数を考
えた後、より具体的に検討したり変革したりします。特殊ニーズ"と言
いますと、主に学生自分で調整・解決するようになっています。

(B20230202-46)

高等教育行政当局は、学生に問題や状況がある場合、基本的に建物管
理者の観点から対処することがある。ほとんどの場合、学生の意見は
個別の問題と見なされ、特別な対応はされない。 (E20230210-17)

日本の高等教育機関では、学生からの苦情や意見を受け付ける機構が
定められていないため、学生の意見や問題はほぼ行政機関に直接伝え
らることである。 (E20230210-09)

四、高等教育機関が国際社会における課題の推進への明るい見通し

高等教育機関は世界の国々において、人材育成の役割を果たしている。
日本と台湾の間に、組織、制度、資源、観点が相違がある。だが、両国の研究参加
者は依然として前向きな期待を持つており、高等教育機関が人材育成の場所として
その役割と使命を認めている。また、現行の運営のパターンには、より多くの実践
学習・サポートを加え、学生が新しいことへの挑戦の機会を与たり、体験学習を行
つたりする必要があると考えられている。

それはそれで1つの体験ですので、結果的に活動を実施できなくても
構いません。「言うだけ言つてみる、実際やるかはわからない」でも
OKです。失敗しても、途中で止めても大丈夫です。行動に興味を持
ち、企画を立案してみよう、仲間を集めて何かをやつてみようと思
い、考えるだけでも、皆さんの学生生活にとつて大きな経験の1つに
なると考えています。 (A20230201-14)

COVID-19 の感染拡大は、自由や人権をめぐるさまざまな問題を通じて、公衆衛生が人権保障の基盤になつていていることを再確認させました。科学的知見からどのような具体的な環境問題対策および感染症対策が必要であるのかを学生行動する必要があります (A20230201-41) 日本に比べれば、台湾の学生は社会の課題・国際社会の目標と結ぶつけてより多様な課外活動に参加できます。それについて、もつと多くの交流を深めて、思考を促すことが期待しています。 (B20230202-31)

高等教育において持続可能な社会を推進することは、持続可能な社会を形成する人材の育成に直接関連することから、特に重要である。大学教育での実践として、持続可能な社会づくりを企図したさまざまな試みを行い、その結果学生のエンパワーメントに着目した教育プログラムを構成すべきということを提示している。 (D20230208-39) 大学教育の中で環境に関する知識や理解を持つ人材を効果的に育成するには、実習やフィールドワーク、インターンシップなどを取り入れ、体験型もしくは参加型の教育を行うことが重要であると指摘している。文科省や環境省、国連人学などの事業によつて急速に取組が広まつている。 (D20230208-42)

『人権教育の指導方法等の在り方について』では「人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわら人権感覚を行動することが併せて必要」となつてゐる。

(E20230210-53)

様々な人権課題に関する大学教職員研修を充実させることで、大学教職員の人権感覚が高まり、正しい知識を身に付け正しいことを行うという意識が高まつた。学生たちとの人間関係が人権を意識したものとなつていつた。 (E20230210-57)

まとめ

一、人権教育は、戦後の国際連合憲章に基づく平和・反戦などの進歩的な教育価値を強調して始まり、後期には若干変化がある。

第二次世界大戦後の1945年、国際連合憲章は基本的人権、人間の尊厳と価値、男女の平等を再確認し、人権と基本的自由の保護を国際連合の目的の一つとして挙げ、世界平和の維持、国家間の友好関係の促進と並べた。

この宣言に基づき、日本はアジアの各国よりも先に国内の人権政策を行つた。個人主義、自由主義の哲学の精神を引き継ぎ、宗教、言論の自由、政治参加の理念を重視したようになつた。また、教師組合が積極的に活動していたことにより、新しい文化・価値観、平和などの新たな教育目標を推進した。リベラルな社会の雰囲気の中で、高等教育機関でも、教授や学生が反戦、反権威などの社会運動を進めることができた。これは、日本人権教育の積極的な時代であつたと言える。一方で、台湾では、戦後の極権政府は教育政策や文化の発展を制限したため、新しい社会運動が1980年代半ばまで起こられなく以上、教育改革の大規模の運動が1994年に起られ、2000年の政権交代後に顧問チームを設立された。

多年の発展を経て、両国は国連の多くの人権公約の影響を受け、国内法の整備や政策調整を進める中で、教育においても基本的な権利（生命権、平等権、自由権など）や法治教育などの教育内容が認識されている。しかし、異なる国情や文化の影響を受け、日本では、基本的価値の中の倫理・平和の面を重視している。一方、台湾では、多元文化や市民参加の面から展開している。

また、日本の教育方法について、教師の中心を展開し、教師自身の認知を学生に教えたり、授業でアニメーションを使つたりすることなどの形である。しかし、台湾の教育方法というのは、社会問題の研究やコミュニティサービス、校外見学などを主流としている。更に、台湾の学校と他の団体の関係はより自由であり、民間団体と協力られたり、政府からの支援を受けたり、人権に関する教育の計画を実行されたりし、そして大学生によるボランティアを中心とした部活動により多様な課題を教材として授業に取り入れられたことが多いである。

両国の教育の媒介と内容を論じると、日本では、政府資源の不足や民間団体の発展の衰微のため、教育内容が緻密だが、外部からの刺激が少ないとされている。台湾では、政府・高等教育機関・民間団体三者の参加があつて、教育内容がより多様である。

次に、国際政治の面に考えると、両国の役割と発展の重点が異なるようである。日本は、国際社会における課題に対し、より多くの自主性があり、推進のペースも掌握できる。台湾は、世界的な名声の求めと進歩的な価値といった目標下、多様な教育成果を上げている。例えば、多元文化・LGBTQ・ウクライナ紛争などの新興の課題の推進に関し、台湾の多様な教育方式を展開している。

二、教育政策と教員養成の構成は、教育内容に対して実質的に影響を与える

2015年、地球環境の守りに関する目標の不十分という問題を対応するため、国連環境開発委員会は Sustainable Development Goals (SDGs) を提唱し、世界中の国々が協力する必要を認め、地球上のあらゆる場所で持続可能な発展の指標を実現することを強調した。

台湾と日本の教育の関連機関とその職掌について、分業体制で相違点がある。国土が広い日本では、それぞれの地域は歴史的背景や生活状況が異なり、各地の教育方針がそれによつて違つたところが生じてきた。中央政府も地域の発展に配慮し、国際的な重要課題 (SDGs、人権教育など) に対し、文部科学省や関連機関が教育に関する提言や指導を行つたことがあるが、強制的に求めることが少なく、教育が自発的に発展すべきだと認めているようである。ただし、多数の大規模な企業や内閣府に指定された「SDGs 未来都市」では、教育の発展に SDGs を取り入れて大きな成果を収めた。

一方、国土がより狭い台湾は、国際活動への参加と民主制度を基本国策としている。重要な課題への発展と論じると、中央政府を中心に国の全ての資源を注ぎ込んでいる形であろう。国立文化機関、地方政策、教育機関、教員育成などの面で大きな成果が上がつた。また、9割以上の新世代の国民が大学を卒業したことにより、政策への理解力や実践力がより強いようであろう。そして、教育現場でも教員育成の過程でも政策による明確な指示を受けたり、多数の教員が修士号や博士号を持つていたりすることで、教育の分野が多角な展示の能力を持つている。

三、台湾高等教育機関は、学生の課外活動に対して積極的な支援と指導を行つている

台湾では、国家の教育資源計画である「頂尖大学計画」や「高等教育深耕計画」などを経て、多くの大学が政府と緊密な関係を持つている。市民参加の発展を重視しているため、台湾の大学には、学生の課外活動をサポートするオフィスや地域奉仕などの専門的な部署がある。スポーツ競技や文化芸術などの趣味的なサークルに加え、学術や社会貢献に重点を置いて部員を中心としたチームで、多様な課題を対応できる社会奉仕を行なつてはいる（例えば、冬休み・夏休みに田園地帯でのボランティア活動、田園地帯の学生に向けるデジタル教育、農業相談、医療サービス、技術開発、法律サービス、高校生に向ける活動など）サークルもある。上記の二つの計画や補助・奨励制度により、台湾の学生が SDGs 指標を積極的に取り入れた活動を活発にするようになれる。新型コロナによる行動制限の緩和が進み、台湾

の学生のサークル活動は、その成果が世界にも台湾国内にも広がり、参加者がそれについて深い感銘を受けている。

一方、日本の高等教育機関における学生の課外活動は、それを支援する専門部署がほとんどなく、学生によって自主的に発起されたのが多いためであろう。学生は活動の費用を得るため、関連部署（中央政府、地方自治体、学校、民間団体など）に補助金を申請することもできるが、自己資金調達が主流である。また、学生の課外活動がただ遊びだけとみなすような社会の雰囲気が存在している。更に、日本では、スポーツや文化芸術などの趣味サークルが盛んでいるが、地域・国際との繋がりが弱まっている。現在、この問題を重視するため、専門の部署や奨励制度を設け、教職員や学生の社会参加を促進するために取り組んでいる大学があるようだが、まだ進展中である。

もう一つの特別な違いは、台湾の生徒自治組織制度が高校から行い始まり、日本の場合、生徒自治組織制度に積極的に取り組んでいない点である。台湾では、生徒自治組織を学校事務の参加、民主主義への理解の向上、自由権利の実践および基本的権利の保護などの重要な基盤と見なし、生徒自治組織が学生の意見をまとめたり、学校事務の計画に参加したりし、少数派の声さえ重視する。一方、日本では、一部の高等教育機関に生徒自治組織がある（高校段階では禁止されており、部活動を支援する生徒組織のみが存在する）が、個別の問題として扱われ、生徒を関連する部署に直接に意見を伝えるように導かれる。また、研究参加者によると、多数派でない限り、学校側が学生の意見によって即座に調整せず、検討した上に再度計画すると述べている。

四、高等教育機関の前向きな進展

教育の発展は認知教育から実践指向まで発展しており、特に人権教育とSDGs指標は理念レベルの教育だけでなく、日常生活と教育の実践にも繋げている。学校と周囲の環境に関わった人や事物がこの課題に関係している可能性があり、教育実践の障害さえになる恐れがある。それを防いで教育成果を向上させるため、定期的に検討しする必要がある。台湾と日本は、人権教育とSDGs指標に関する計画と進展の道筋に違いがあるが、教育政策と具体的な目標を観察すると、持続的な進歩が見られる。また、世界の様々な国々が異なる指標で突破口を見出したため、将来、国際交流・協力、そして国内においての実践が最も実現する可能性のある実践モデルであり、世界の国々が積極的に共に努力できることと考えられる。

提言

以上の研究結果をまとめ、以下の四つの点を提言したい。

- 一、市民団体や公益団体は国の教育文化推進において重要なパートナーであり、助成制度の策定や正式な提言の機会を提供することで、組織能力を強化させ、新しい世代を「社会活動に積極的に参加する市民」を育成することによって、国民参加を実現することができるようになる。
- 二、現在、日本の教育管理分野には重要な課題（例：優しいキャンパス環境、いじめ問題、基本的権利、性教育など）が全国的に広がらなかつた状況ようであり、更に資源の制限によってまだ突破口を開かない問題がある。それを解決するため、将来的には、広げやすくて効果的な実践プログラムを積極的に推進するだけではなく、必要な支援も提供したり、教育機関の実践機会をよく設けたりすることが必要である。
- 三、世界中の国々は、若者世代を重要な育成対象と見なしている。多くの団体・組織は多角な思考力・対話力を育てたり、実践機会を提供したりすることができるので、若者に適切に導いてポジティブな視点で取り扱えば、若者世代の人間関係構築能力や社会への関心、全人的な発展をより強化することができる。
- 四、現代の科学技術の発展が急速に進んでおり、日本と台湾は発展の成果を上げる国の代表と言える。学習の形態や内容について、若者の意見を積極的に受け止め、国際社会における課題に繋がりを深める必要があろう。人権教育の推進が直面する問題は、理念の特殊性と人権の普遍的な価値の矛盾ではなく、教育領域における伝統的な考え方や政治的な権利の影響によるものかもしれない。これは、民主社会の発展とよく関係している。科学技術を学校や社会教育に導入し、視点を変えることにより、国民が政治・経済・文化の発展への関心を高めたら、正義に近づく社会を作ることができる。

引用文献

- 中道基夫. (2006). 人権教育のための世界プログラム. 関西学院大学人権研究= Kwansei Gakuin University journal of human rights studies, (10), 39-43.
- 中谷彪. (2007). 児童生徒の問題行動の風土的考察: いじめ問題の背景と解決の視点. 武庫川女子大学紀要. 人文・社会科学編, 54, 29-37.
- 五百住満. (2013). 「学校教育における人権教育の在り方の研究」. 教育学論究, (5),

1-7.

北口末広. (1997). 「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」(素案) ならびに
「府人権啓発推進プラン」 と今後の課題. 人権問題研究資料, (13), 21-38.

台灣教育部「人權及公民教育中程計畫(106-110 年) 」,

https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=0217161130F0B192&s=69A7581E93395E82

日本法務省「人権教育・啓発に関する基本計画」,

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>

湯梅英. (2010) 九年一貫課程人權教育議題教學活動之發展歷程. 新竹縣教育研究集
刊, 2010, 10: 27-40.

黃默. (2021). 國家人權委員會與人權教育. 台灣人權學刊, 6(2), 119-125.